

保険事故発生後の保険金請求権放棄とその帰趨

桜 沢 隆 哉

目 次

- 一 はじめに
- 二 事案の概要・判旨
 - 1 事実の概要
 - 2 判旨
 - (1) 争点 (1) について
 - (2) 争点 (2) について
- 三 相続人指定事例について
 - 1 総説
 - 2 保険金受取人の指定と相続人指定の解釈
 - (1) 保険金受取人の指定
 - (2) 「相続人」指定の解釈
 - 3 保険金受取人の権利取得割合
- 四 保険金請求権の放棄について
 - 1 総説
 - 2 保険金請求権の放棄
 - (1) 民法上の第三者のためにする契約における受益の拒絶
 - (2) 保険事故発生前の保険金請求権の放棄
 - (3) 保険事故発生後の保険金請求権の放棄
 - 3 裁判例・学説の論理
 - (1) 裁判例

(2) 学説

4 本判決へのあてはめ

(1) 論点①—相続人指定にかかる判示—について

(2) 論点②—保険金請求権の放棄とその帰趨にかかる判示—について

五 おわりにかえて

1 結論

2 今後の課題

一 はじめに

第三者のためにする生命保険契約は、保険金受取人による受益の意思表示を要しないものの（保険法 42 条）、民法上の第三者のためにする契約の一種であると解されている。したがって、第三者のためにする生命保険契約において保険契約者により指定された保険金受取人は、受益の意思表示をすることなく、法律上当然に権利を取得することとなる。なお、保険事故発生後には具体的な金銭債権となった保険金請求権が保険金受取人に帰属することは一般に疑いのないところであるが、保険事故発生前の保険金請求権については保険契約者が保険契約上の処分権限を有していることからその権利性が問題となる。しかし、わが国では、保険事故発生前の保険金請求権は条件付権利ではあるが、指定と同時に保険金受取人が原始取得するものと解されている（保険事故発生の前後を問わず、保険金受取人の権利であるという点で違いは生じないが、ここでは説明の便宜上、保険事故発生前の保険金請求権の放棄と保険事故発生後の保険金請求権の放棄とを区別して使用する）。

ところで、最近の裁判例—【1】神戸地裁平成 26 年 12 月 16 日判決⁽¹⁾—で、

(1) 神戸地判平成 26・12・16（平成 25 年（ワ）第 1048 号・生命保険金請求事件、判例集等未登載）。なお、判例【1】では三つの争点について判断が明らかにされているが、争点（3）の遅延損害金の支払については、口頭の提供を行ったことにより、被告 Y 社の債務の本旨に従った履行の提供がなされたことが認定されており、この点について

この当然に享受することができる権利をいったん享受した上で放棄する、あるいはそもそもこの権利を取得することを拒絶するという事例がみられるに至っている。すなわち、これは保険事故発生後に保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合の帰趨が問題となっている事例である。第三者のためにする生命保険契約で、指定保険金受取人が、保険金請求権を放棄した場合については、保険法および約款に規定がおかれておらず、解釈に委ねられていることから、保険金受取人が保険事故発生後の保険金請求権を放棄することが認められるのか、認められるとすれば放棄された保険金請求権の帰趨がどうなるのが問題となる。

そこで、以下では、このような議論の機縁となった裁判例を概観し、それを内在的に分析することでこの議論の内容を明らかにし、この点にかかるこれまでの議論との関係性を明らかにしたいと思う。

二 事案の概要・判旨

1 事実の概要

- (1) 平成 16 年 8 月 1 日、A は、Y 保険会社（被告）との間で、自らを被保険者とし、保険金受取人を「法定相続人」と指定して、次の内容の生命保険契約を締結した（なお、本件保険契約は平成 21 年 8 月 1 日付で一部更新されている）。すなわち、(ア) 死亡保険金 300 万円（ただし、これは 5 年ごと利差配当付普通定期保険：240 万円（以下「契約①」）、5 年ごと利差配当付介護一時金保険：10 万円（以下「契約②」）、および無配当新総合医療保険Ⅱ型：50 万円（以下「契約③」）の各契約による死亡保険金の合計額である）、(イ) 死亡保険金受取人：法定相続人、(ウ) 保険料月額合計 1 万 3588 円（平成 21 年 8 月以降は 1 万 6795 円）である。

でも X の主張は斥けられている。もっとも、この論点については、争点 (1) 及び (2) の派生的なものにすぎないので、本稿では採り上げないこととする。

(2) 本件保険契約の約款には次の定めがある。

ア 保険金の支払請求手続

「死亡保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、約款に定める必要書類（以下『約款上の必要書類』という。）を速やかに会社に提出してその支払を請求するものとし、会社は、事実の確認等のため特に日数が必要な場合以外は、約款上の必要書類が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で保険金を支払う（契約①及び同②につき約款4条2項及び4項、契約③につき約款5条2項及び4項。いずれも保険法の規律に対応した約款変更に関する特約4条1項による変更後の内容）。

イ 払込期月中又は猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに保険金の支払事由が生じたときは、未払保険料を差し引いて支払う（契約①ないし③につき約款11条2項）。

ウ 保険金の受取人の代表者

死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、次の（ア）及び（イ）（保険契約者が2人以上いるときの定め）に準じて取り扱う（契約①につき約款30条、契約②及び同③につき約款29条）。

（ア）保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とする。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとする。

（イ）前項の代表者が定まらない場合又はその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じる。

(3) 平成23年4月5日、保険契約者兼被保険者Aが死亡したが、この際に本件保険契約に基づく保険料のうち1万6795円が未払となっていた。

(4) B及びC（いずれもAの子）は、神戸地裁尼崎支部に被相続人Aの相続放棄の申述をし、平成23年6月6日、同申述はいずれも受理された。

- (5) 平成23年9月29日、X（原告）は、Y社に死亡保険金全額の支払を求め、死亡保険金支払い請求書、Aの死亡診断書、Aの除籍謄本等を提出したが、約款上の必要書類のうち、Aの戸籍の一部に不足があり、またXがこれらとともにY社に対して提出した代表者選出届にB及びCの署名・押印がなされていないため、Y社は保険金の全部又は一部の支払を保留した。
- (6) 平成24年8月9日、原告は被告に対して、Aの相続人がX、B及びCの3名であることを示す追加の戸籍関係書類を提出したことにより、約款上の必要書類をすべて提出した（なお、Y社の平成24年8月10日から「その日を含めて5営業日以内」の最終日は、同月17日である）。その際、Y社はXにB・Cと連名で保険金請求することを案内したが、Xは、連名で保険金を請求するのは困難であり、X、B及びCの3名がそれぞれ分割して死亡保険金を受け取るのであればそれでも構わないが、Y社がXに死亡保険金の3分の1を支払うのみでその余の支払を免除されるというのであれば納得できない旨を述べている。その後、Y社の担当者が、平成24年11月7日に、B及びCに架電し、本件保険契約に基づく死亡保険金請求手続を行うことを勧めたが、同人らはこれを拒否した。
- (7) 平成24年12月5日、Y社尼崎営業所長および従業員の2名が、X宅を訪問し、Xに対してXが単独で請求を行うことで死亡保険金の3分の1の支払が可能であることなどを告げた。
- (8) 平成25年2月7日、Xは、Y社に対して、B・Cが相続放棄をしたことによって、Xのみが本件保険契約の死亡保険金の受取人となり、その全額の請求権を有していることになるから、本件保険契約の受取人がX・B・Cの3名であることを理由に、3分の1しか支払えないという見解は不当として、300万円全額の支払を求めた。それに対してY社は、本件保険契約に基づく死亡保険金の保険金額300万円からみ未払保険料1万6795円を控除した298万3205円の3分の1の金額である99万4405円

については、Xが書面で振込先口座を指定すれば送金する旨を告げた。

- (9) Y社は、平成25年5月29日付で、B及びCが、Xとともに本件保険契約に基づく死亡保険金受取人の地位を有するため速やかに死亡保険金請求をされたいこと、またBらが各自の死亡保険金請求権をXに譲渡することも可能である旨を記載した書面を送付した。
- (10) 平成25年6月5日、B・Cは、Y社に対して、保険金の請求および譲渡のいずれもしない旨の書面（「本件回答書面」）を送付している（なお、本件回答書面には、B及びCの各署名、押印はあるが印鑑証明書等は添付されていなかった）。
- (11) 平成25年6月14日、Xに、B・Cの回答書面の内容を知らせるとともに、Xの請求には99万4405円（3分の1）の限度で支払う旨を告げた。
- (12) Xは、本件保険契約に関して、他の法定相続人全員が相続放棄したことにより、相続放棄をした法定相続人らの死亡保険金請求権がXに帰属したことを主張して、本件訴訟を提起した。

2 判旨

(1) 争点(1)について

〔(1) 生命保険契約における保険金受取人の指定は、保険契約者が保険者を相手方としてする意思表示であるから、これによって保険契約者が何びとを保険金受取人として指定したかは、保険契約者の保険者に対する表示を合理的かつ客観的に解釈して定めるべきであり（最高裁昭和56年（オ）第1196号同58年9月8日第一小法廷判決・民集37巻7号918頁参照）、保険契約者が死亡保険金の受取人を被保険者の「相続人」と指定した場合、特段の事情のない限り、保険事故発生の際における相続人たるべき者を保険金受取人として指定したいわゆる「他人のための保険契約」と解するのが相当であり、このように解しても、保険事故発生時（被保険者死亡時）において被指定者を特定し得る以上、上記のような指定も有効である（昭和40年判決

参照)。

そして、保険金受取人としてその請求権発生当時の相続人たるべき者を指定した場合には、保険金請求権は、保険契約の効力発生と同時に上記相続人の固有財産となり、被保険者（兼保険契約者）の遺産より離脱しているものと解される（昭和40年判決参照）。

したがって、④被保険者の死亡により保険金請求権が具体化した後に、保険金受取人として指定された相続人が被保険者の相続について相続放棄をしたとしても、相続放棄の事実は、当該相続人の固有財産としての保険金請求権の得喪に影響するものではないから、相続放棄により、その者が取得した保険金請求権が当然に他の相続人に帰属することにはならない。

そうであるところ、前記前提事実によれば、⑤本件保険契約において、保険契約者であるAは、死亡保険金受取人を法定相続人と指定したというのであるから、本件保険契約に基づく保険金請求権は、保険事故である被保険者Aの死亡により、保険事故発生時（Aの死亡時）における同人の法定相続人である原告、B及びCが各自の固有財産としてそれぞれの法定相続分（各3分の1）の割合でこれを確定的に取得し（平成6年判決参照）、B及びCがその後相続放棄ないし保険金請求権放棄等の意思表示をしたとしても、これによって上記兩名の保険金請求権が原告に帰属するとはいえない。」（以上の傍線は筆者）

「(2) ア 原告は、平成6年判決は、死亡保険金の受取人が「法定相続人」と指定された場合、各受取人の取得額は、民法427条によって各自平等の割合と解するのではなく、特段の事情のない限り、相続分の割合と解するのが保険契約者の通常の意味に合致し合理的である旨判示しているところ、同判決は、保険金受取人を「相続人」と指定した場合、保険金請求権は保険契約の効力発生と同時に相続人の固有財産になるという昭和40年判決を前提とした上で、相続人が保険金を受け取るべき権利の割合は相続法理に従うとしたものであるから、保険金受取人である法定相続人のうちの一部の者が相続放

棄した場合には、残りの法定相続人の保険金を受け取るべき権利の割合が増えたと解するのがその論理的帰結である旨主張する。

しかしながら、平成6年判決は、死亡保険金の受取人を「相続人」と指定した場合について、保険金受取人を単に「相続人」と指定する趣旨は、保険事故発生時までに被保険者の相続人となるべき者に変動が生ずる場合にも、保険金受取人の変更手続をすることなく、保険事故発生時において相続人である者を保険金受取人と定めることになるとともに、同指定には相続人に対してその相続分の割合により保険金を取得させる趣旨も含まれているものと解するのが、保険契約者の通常の意味に合致し、かつ、合理的であると考えられることから、特段の事情がない限り、各保険金受取人の有する権利の割合は相続分の割合になる旨を判示したものである。そうであるところ、©本件保険契約において、保険契約者であるAが、保険事故発生（Aの死亡時）の法定相続人のうちの一部の者が保険事故発生の後に相続放棄をした場合にはその者の保険金請求権をその余の法定相続人に取得させる趣旨をも含めて保険金受取人を「法定相続人」と指定したと認めるに足りる事実関係は証拠上うかがわれず、他に上記特段の事情の存在を認めるに足りる証拠はないから、原告の上記主張は採用できない。

イ 原告は、本件は、死亡保険金の受取人とされている第1順位の法定相続人3名のうち2名が相続放棄をし、かつ、保険会社に対して保険金請求をしない一方、残り1名である原告は相続放棄をせず、保険会社に対して保険金の支払を求めている事案であるところ、保険契約者が保険契約締結時に保険金受取人を「法定相続人」と指定した場合、その客観的な意思解釈として、被保険者死亡時の第1順位の相続人に保険金を受け取らせる意思であると解するのが最も合理的であるから、第1順位の相続人のうち一部の者が相続放棄に加えて保険金請求権放棄等の意思表示をした場合には、残りの第1順位の相続人に保険金全額が支払われることを意図していたと解釈することが、保険契約者の合理的意思解釈として最も適合している旨主張する。

しかしながら、相続債務の額が積極財産の額を上回る場合以外にも様々な理由で相続放棄がされている実情等に照らすと、第1順位の相続人中に相続放棄した者と相続放棄しなかった者がいる場合に、相続放棄をした者を保険金受取人から除外することが、保険金受取人を「法定相続人」と指定した保険契約者の通常有する合理的意思であるということはできず、むしろ、④ 保険契約者は、別段の意思表示がない限り、保険事故が発生した後、各法定相続人が取得した具体的な保険金請求権の行使や処分を各人の自由意思に委ねたものと推認されるのであり、保険金受取人として指定された相続人のうちの一部の者が、保険事故発生後、自己の保険金請求権を他の第1順位の相続人に譲渡するのではなく、あえて保険金請求権放棄等の意思表示をした場合に、当該相続人の意思に反してその者の保険金請求権を他の第1順位の相続人に取得させることが、保険契約者の通常有する合理的意思であるということもできない。そして、本件全証拠によっても、Aが上記別段の意思表示をしていたと認めるに足りない。

したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

ウ 原告は、保険契約者の合理的意思解釈を重視するならば、被保険者死亡時に誰が法定相続人（保険金受取人）であるかが確定されれば足り、第1順位の相続人である保険金受取人の権利割合が確定する時点を被保険者死亡時として拘泥する必要はなく、第1順位の相続人が保険金請求権を行使するか否かの意思を明確にした時を基準として、相続法理に従って保険金請求権を行使できる割合を決めることが可能である旨主張する。

しかしながら、⑤ 保険事故発生後（被相続人死亡後）の相続放棄及び保険金請求権放棄等の意思表示によって、その者が保険事故発生時に取得した保険金請求権が当然に他の相続人に帰属することとなると解するならば、被保険者死亡時に誰が保険金受取人であるか確定していないこととなって、結局、保険事故発生時において保険金受取人を特定することができないことにはかならないから、保険契約者の合理的意思の解釈としても無理があるというべ

きであり、原告の上記主張は採用できない。

エ 原告は、被保険者死亡時に第1順位の相続人が数人あるときは、保険金受取人である第1順位の相続人に帰属した保険金請求権は、相続法理により、相続人らの共有に属し、共有者の1人がその持分を放棄したときは、その持分は他の共有者に帰属するといえる旨主張するが、以上認定説示したところから、原告の上記主張も採用することができない。」(以上の傍線は筆者)

(2) 争点 (2) について

「(1) 前述 (前記1) のとおり、生命保険契約において、被保険者死亡の場合の保険金受取人を「相続人」と指定した場合には、特段の事情のない限り、当該生命保険契約は、被保険者死亡の時における相続人たるべき者を受取人として特に指定したいわゆる「他人のための保険契約」であって、各保険金受取人は、保険事故発生時(被保険者の死亡時)に各自の相続分の割合で保険金請求権をその者の固有財産として取得するものと解され、保険契約者は、別段の意思表示がない限り、各法定相続人が取得した具体的な保険金請求権の保険事故が発生した後の行使や処分については各人の自由意思に委ねたものと推認するのが相当である。

したがって、①死亡保険金の受取人として指定された法定相続人のうち一部の者が、保険事故発生後に、保険金請求権放棄等の意思表示をしたとしても、それは、当該相続人が自己の財産を自由に処分したに過ぎないから、当該相続人の保険金請求権が、保険契約者の相続財産に帰属することになると解することはできず、本件全証拠によっても、Aが上記別段の意思表示をしたとは認められないから、仮に、B及びCが、相続放棄に加えて保険金請求権放棄等の意思表示をしていたとしても、上記両名の保険金請求権が保険契約者であるAの相続財産に帰属するとはいえない。

(2) 原告は、①保険金受取人の指定は、指定された者が権利を放棄する場合には保険契約者を保険金受取人とする趣旨でされているものであるから、保

險金受取人が保険金請求権を放棄した場合には、指定時に遡ってその者の権利の取得はなかったことになり、保険契約者自身が保険金受取人となる（自己のための契約となる）と考えられる、②他人のためにする保険契約においては、保険者が現実にした給付を保険金受取人がどうしても受領せず保険者の責めに帰すべからざる事由により履行不能となった場合には、要約者である保険契約者が別の第三者を指定し又は要約者自身に履行すべきことを請求する権利を保有すると解すべきである、③特定遺贈の放棄の諸規定（民法986条2項、同995条）を類推適用することによって、保険金受取人が保険金の受取を拒絶する場合、受取人指定の時に遡って保険金受取人が権利を取得しなかったものとみなされ、保険契約者の自己のためにする契約となると解すべきである、④保険金は保険契約者が出損した保険料をその原資とするものであって、保険者はその保険料の総体の管理者であるところ、保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合に同請求権が確定的に消滅すると解すると、実質的には保険者に合理的な理由のない利得を生じさせる結果となってしまい不当である、⑤第三者のためにする契約において、第三者による権利放棄ないし受益の意思表示の拒絶があった場合に、債務者である諾約者が当然に債務を免れるとは通常考えられていない、以上からして、死亡保険金の受取人として指定された一部の法定相続人が、保険金請求権放棄等の意思表示をした場合、当該相続人の有していた死亡保険金請求権が保険契約者の相続財産に帰属すると解すべきである旨主張する。

しかしながら、⑧保険事故発生前の保険金請求権の放棄と、保険金請求権が保険金受取人の具体的な権利となった保険事故発生後の保険金請求権の放棄とを同視することはできないから、原告の上記①主張は採用できない。

また、⑨本件保険契約における保険契約者と被保険者はいずれも A であり、A の死亡という保険事故発生後に、B 及び C が死亡保険金請求権を放棄したとしても、保険契約者である A が保険金受取人として別の第三者又は A 自身を指定することは不可能であることは契約当初から明白である。

よって、本件保険契約において、保険事故発生後に保険金受取人が死亡保険金請求権を放棄した場合に、保険契約者が、別の第三者又は保険契約者自身に保険金支払請求できる権利を保有していたと認めることはできないから、原告の上記②の主張は採用できない。

そもそも、前述のとおり、①保険金受取人を「(法定)相続人」と指定した保険契約者は、別段の意思表示がない限り、各法定相続人が取得した具体的な保険金請求権の保険事故が発生した後の行使や処分については各人の自由意思に委ねたものと推認するのが相当であるところ、本件において、上記別段の意思表示を証拠上認めることはできないから、原告の上記の主張はいずれも採用できない。

(3) 前記1及び2(1)、(2)において認定説示したところによれば、原告は、Aの死亡により、本件保険契約に基づく死亡保険金請求権を、その法定相続分である3分の1の割合で、その固有財産として取得したものであるべきであり、Aの死亡後に他の法定相続人であるB及びCが相続放棄ないし保険金請求権放棄等の意思表示をしたとしても、それによって上記両名が各自法定相続分の割合で取得すべき死亡保険金請求権が原告に帰属することになると解すべき根拠はないから、被告は、原告に対し、本件保険契約に基づく死亡保険金300万円から未収保険料1万6795円を控除した298万3205円を契約単位・項目単位で端数処理した後の3分の1の金額である99万4405円について支払義務を負うが、その余の3分の2の保険金を原告に支払う義務はない。」(以上の傍線は筆者)

三 相続人指定事例について

1 総説

判例【1】の争点(1)は、いわゆる「相続人指定事例」に関するものである。そのうち、争点(1)の前半は、保険契約者が自らの意思に基づいて保

保険金受取人をその「法定相続人」と指定した場合に関する問題であり、生命保険契約における保険金受取人の指定の性質および解釈準則にしたがい、保険事故発生時における保険契約者の法定相続人たるべき者が保険金請求権を自己固有の権利として取得するものと解されている（以下、「論点①」という）。他方、争点（1）の後半は、そのようにして保険金受取人が「法定相続人」と指定された場合に、複数の相続人間における保険金請求権の取得割合は、相続分の割合によるという判断を示すものである（以下、「論点②」という）。

以上を前提として、争点（1）について判例【1】は次のように判示する。すなわち、まず論点①について、判例【1】は、被保険者死亡により具体化した保険金請求権について、「保険金受取人として指定された相続人が被保険者の相続について相続放棄をしたとしても、相続放棄の事実は、当該相続人の固有財産としての保険金請求権の得喪に影響するものではないから、相続放棄により、その者が取得した保険金請求権が当然に他の相続人に帰属することにはならない」とする。その上で論点②について、判例【1】は、相続についての相続放棄に加えて、保険事故発生後に固有の権利として各法定相続人たる保険金受取人が取得した保険金請求権について、放棄等の意思表示をしても、保険金請求権が他の相続人へと帰属することにはならないとする。

2 保険金受取人の指定と相続人指定の解釈

(1) 保険金受取人の指定

保険金を受け取るべき者を定める行為を保険金受取人の指定というが、第三者のためにする生命保険契約において、当該保険契約が有効に成立するためには、保険契約者以外の第三者が保険金受取人として指定される必要がある。このとき生命保険契約においては、被保険利益は不要であるから、保険契約者が誰を保険金受取人として指定するかは原則として自由である⁽²⁾。第

(2) もっとも、東京地判平成8・7・30金判1002号25頁および東京高判平成11・9・21

三者のためにする生命保険契約⁽³⁾は、民法上の第三者のためにする契約の一種であると解されているが、このようにして指定された第三者は、民法の一般原則（民法537条2項）とは異なり、受益の意思表示を必要とせずに、当然に生命保険契約に基づく利益を享受する（保険法42条）⁽⁴⁾。そして、保険契約者によって指定された保険金受取人は、指定と同時に条件付きではあるが、自己固有の権利として保険金請求権を原始的に取得するものと解されている（後述の判例【3】）。

ところで、この保険金受取人の指定の性質については、一般に保険契約締結後に行われる変更と同様に保険者の承諾を要しない一方的意思表示であり、かつ保険者を相手方とする意思表示であると解されている⁽⁵⁾（後述の判例【2】）。このような保険金受取人の「指定」をめぐるのはこれまで次のような場面が議論の対象となってきた。すなわち、第一に、特定人が保険金受取人として指定されている場合である。この場合には、何ら問題は生じ得ず、当該指定保険金受取人が保険金請求権自己固有の権利として取得することとなる。第二に、死亡保険金受取人を指定していなかった場合（無指定の場合）である。この場合には、保険契約者自身を保険金受取人とする旨の指定があるものと解されている。なお、このとき保険契約者が被保険者でもある場合

金判1080号30頁では、保険金受取人として不倫関係にある女性を指定したという場合において、当該保険金受取人の指定が、不倫関係の維持・継続を目的としたものであるときには公序良俗に反し無効であるとされている。

- (3) このような契約の類型として、自己の生命の保険契約および他人の生命の保険契約とがあるが、前者の方が多い。
- (4) なお、同規定は片面的強行規定であり、保険金受取人に不利な約定は許されない（保険法49条）。
- (5) ただし、保険契約締結時に行われる指定は、通常保険契約申込書の保険金受取人欄に保険契約者が記載することにより行われるものであり、このとき保険者は、保険金受取人が誰であるかを勘案して承諾の可否を決定することができるものと解されていることから（山下友信『保険法』（有斐閣、2005年）488頁、潘阿憲『保険法概説』（中央経済社、2010年）214頁など参照）、これが保険者の承諾を要しない意思表示といえるかどうかが問題となる。しかし、この場合も保険金受取人として誰を指定するかという点について、保険契約者の意思決定への介入はなく、実質的には契約締結時の指定も一方的意思表示であると解することができる。

において、保険金受取人が無指定のときは、保険契約者が保険金受取人であるとしても、結局のところ保険契約者の相続人が保険金を取得することになるため、相続人という指定があるものと解すべきなのか問題となるが、この理解の違いは相続債権者に対する関係において違いをもたらすこととなる⁽⁶⁾。そして、第三に、「相続人」などの抽象的指定がなされている場合である。保険金受取人の指定は、保険契約者が保険者を相手方としてする意思表示であり、これによって保険契約者が誰を保険金受取人として指定したかということは、保険契約者の保険者に対する表示を合理的かつ客観的に解釈して定めるべきであるということをも前提としている。そして、保険契約者の意思を合理的に推測し、この場合の「相続人」とは保険事故発生当時の被保険者の相続人たるべき者をいい（後述の判例【3】）、契約者が死亡保険金受取人を「相続人」と抽象的に指定した場合であっても、保険金請求権は保険事故発生当時の被保険者の相続人たるべき者に帰属するものと解されている⁽⁷⁾。この第三のケースが、判例【1】においても問題となっており、以下この点に関して検討をすることにする。

(2) 「相続人」指定の解釈

判例【1】の争点(1)の前半は、まず、保険金受取人を定める表示の解釈準則として、【2】最高裁昭和58年9月8日判決⁽⁸⁾をあげる。同判決は、保

(6) なお、この場合、自己のためにする生命保険契約となると解すると、保険金請求権は、相続財産に帰属するのに対して、相続人指定であると解すると、保険金請求権は、相続人の固有財産となる。したがって、前者であれば保険金請求権は相続債権者の債権回収の引当てとなるのに対して、後者であれば、相続債権者の債権回収の引当てとはならない。山下（友）・前掲注（5）保険法490頁参照。

(7) 山下（友）・前掲注（5）保険法491-492頁参照。

(8) 最判昭和58・9・8民集37巻918頁。なお、同判決の評釈として、遠藤賢治『最高裁判所判例解説・民事篇（昭和58年度）』335頁（法曹会、1988年）、遠藤賢治「判批」ジュリ808号69頁（1988年）、坂口光男「判批」『昭和58年重要判例解説』ジュリ815号111頁、青谷和夫「判批」判評299号47頁（1984年）、石原全「判批」金商709号46頁（1985年）、木下孝治「判解」『保険法判例百選』別冊ジュリ202号138頁（有斐閣、2010年）、坂口光男「判解」『商法（保険・海商）判例百選〔第2版〕』

保険受取人として、特定人の氏名が記載され、その続柄として、被保険者の「妻」が記載されていたが、その後、その妻が離婚・再婚し改姓したものの、保険金受取人が変更されないまま保険事故が発生した場合の保険金受取人指定の表示の解釈が問題となった事案について、「生命保険契約における保険金受取人の指定は、保険契約者が保険者を相手方としてする意思表示であるから、これによって保険契約者が何びとを保険金受取人として指定したかは、保険契約者の保険者に対する表示を合理的かつ客観的に解釈して定めるべき」であると判示している。すなわち、判例【2】は、抽象的な保険金受取人の指定がなされた場合の保険金受取人を定める表示の解釈準則であり、それによれば本判決における問題もそのような抽象的な指定の表示（「法定相続人」）を「合理的かつ客観的」に解釈していくこととなる。

次に、そのようにして保険金受取人が「法定相続人」と指定されたときに「誰が」あるいは「いつの時点の法定相続人が」保険金を受け取るようになるのかという点について、判例【1】は、【3】最高裁昭和40年2月2日判決⁽⁹⁾

別冊ジュリ121号78頁（有斐閣、1993年）、竹内昭夫「判解」『生命保険判例百選〔増補版〕』別冊ジュリ97号212頁（有斐閣、1988年）、平野明「判批」保険事例研究会レポート48号10頁（1989年）、成沢一憲「判批」生命保険経営52巻6号65頁（1984年）などがある。

- (9) 最判昭和40・2・22民集19巻1号1頁。同判決では、保険契約者・被保険者の相続人を保険金受取人に指定した場合の保険金請求権の帰属が争点となっている事案について、保険契約者・被保険者である被相続人から包括遺贈を受けた者が、相続人以外の者であったところ、保険金受取人が相続人と指定されていたために、この包括受贈者ではなく、相続人である兄弟姉妹に保険金が支払われたため、包括受贈者は、本件保険金は相続財産に属するため、自分に支払われるべきであるとして保険者に保険金を請求したという事案について、「特段の事情のないかぎり、右指定は、被保険者死亡の時に於ける、すなわち保険金請求権発生当時の相続人たるべき者個人を受取人として特に指定したいいわゆる他人のための保険契約と解するのが相当であって、前記大審院判例の見解は、いまなお、改める要を見ない。そして右の如く保険金受取人としてその請求権発生当時の相続人たるべき個人を特に指定した場合には、右請求権は、保険契約の効力発生と同時に右相続人の固有財産となり、被保険者（兼保険契約者）の遺産より離脱しているものといわねばならない」として、他に特段の事情の認められない本件では、保険金請求権は相続人の固有財産に属し、相続財産に属するものではないとして、包括受贈者の請求を棄却している。なお、同判決の評釈として、

をあげる。同判決は、保険契約者が保険金受取人を「相続人」と指定した事案について「被保険者死亡の場合の受取人を特定人の氏名を挙げることなく抽象的に指定している場合でも、保険契約者の意思を合理的に推測して、保険事故発生の際において被指定者を特定し得る以上」、そのような指定も有効であると判示し、結論として被保険者死亡の際における相続人を保険金受取人とする趣旨であると解している。これは、「相続人」という指定について上記の判例【2】の準則に従って表意者の合理的意思解釈をした場合に、保険事故発生時までには生じうる相続人の変動のたびごとに受取人を変更する手続を省略するという点に合理性を見出している。

以上のようにして、指定された保険金受取人（保険事故発生時に生存する法定相続人）は、自己固有の権利として各人が保険金請求権を取得することとなる。この場合における保険金請求権の取得と相続法理との関係においては、判例¹⁰⁾・

(10) 東京地判昭和60・10・25判時1181号155頁。本判決の評釈として、酒巻宏明「判批」判タ662号49頁以下（1988年）、甘利公人「判批」熊本法学55号125-129頁（1988年）がある。傷害保険契約において、保険金受取人が法定相続人として指定されており、その者が相続放棄をしたとしても、「通常、保険契約者（兼被保険者）が死亡保険金受取人を「法定相続人」と指定した場合には、同人が死亡した時点、すなわち保険金請求権が発生した時点において第1順位の法定相続人である同人の配偶者及び子が生存しているときは、同人は特にその配偶者及び子に保険金請求権を帰属させることを予定していたことは容易に推認することができ、たとえ、その配偶者及び子が後に相続放棄をしたとしても、それにより配偶者及び子が保険金請求権を失い、右相続放棄により相続権を取得した第2順位の法定相続人が保険金請求権を取得するということまでは予定していないというべきである」と判示し、相続放棄をした法定相続人からの保険金支払いの請求を認めている。

名古屋地判平成4・8・17判タ807号237頁。同判決の評釈として、山野嘉朗「判批」法学研究（愛知学院大学）35巻3=4号43頁以下（1993年）がある。自動車保険における搭乗者傷害保険契約において、被保険者死亡の場合の保険金受取人を被保険者の相続人と定めていたが、その者が相続放棄をしたという事案について、「このような場合、保険契約者の意思を合理的に解釈すると、被保険者の死亡により直接の損害を被ると予想される右死亡時点の第一順位の法定相続人たるべき者（被保険者の配偶者及び子である場合が多いと推認される。）に、死亡保険金を帰属させることを予定しているものと認めるのが相当である。…また、原告の主張を前提にすると、いわゆる熟慮期間中（民法915条ないし917条）は、受取人が確定しないことになる上に、自己が相続人となったことを知って右期間を経過した後に、相続財産の存在（とりわけ消極財産）を認識したときには、熟慮期間はそのときから起算されて、相続人が改め

学説⁽¹¹⁾ともに、第三者のためにする生命保険契約における被保険者死亡の場合の保険金受取人が法定相続人と指定されていたときは、当該保険金請求権は、保険契約の効力発生と同時に、第一順位の法定相続人に帰属し、たとえその者が相続放棄をしたとしても、保険金請求権の取得には影響は及ばないということが確立している。

以上の解釈準則に基づいて、判例【1】の争点(1)の前半は、保険金受取人として指定された相続人が、被保険者の相続について相続放棄をしたとしても、保険金請求権の得喪に影響を与えるものではないから、「相続放棄により、その者が取得した保険金請求権が当然に他の相続人に帰属することにはならない」と判示する。これは、上記の各準則にしたがって当然のことを明らかにしたものであり、この点にかかる判例【1】の理解は正当であると考えられる。

3 保険金受取人の権利取得割合

判例【1】の争点(1)の後半は、複数の相続人間における保険金取得割合に関するものである。この点につき、判例【1】は、このいわゆる相続人指定事例において複数の相続人間における保険金取得割合について判断を示す

【4】最高裁平成6年7月18日判決⁽¹²⁾をあげる。この判例【4】は、保険契約で相続放棄することもできるから、相続人の変動に伴って受取人の地位の変動を来す場合も予想されるのであって、実際上の不都合が生ずる可能性を否定できず、原告の主張は相当とはいえない。…したがって、死亡保険金請求権は、被保険者の死亡により保険金請求権が発生した時点における第一順位の法定相続人たるべき者が取得し、その後、その相続人たるべき者が相続放棄したとしても、既に右相続人たるべき者の固有財産となっており、後順位の相続人が保険金請求権を取得することはないと解すべきである。」としている。なお、前出の相続放棄にかかる裁判例は、いずれも傷害保険(自動車傷害保険を含む)であり生命保険について直接に判示するものではないが、生命保険契約についても同様の結論とるものと考えられる(山下・前掲注(5)保険法511頁の注(155)を参照)。

(11) 山下・前掲注(5)保険法511頁参照。

(12) 最判平成6・7・18民集48巻5号1233頁。なお、同判決の評釈として、大内俊美「判批」ジュリ1060号62頁(1995年)、鹿野菜穂子「判批」法教173号132頁(1995年)、西尾信一「判批」銀行法務21・504号64頁(1995年)、浜田盛一「判批」判タ868号

者兼被保険者 A は、Y 保険会社との間で積立女性保険契約を締結したところ、申込に際して A はその申込書の「死亡保険金受取人指定」欄を空白にしたが、約款には保険金額の全額を死亡保険金として「死亡保険金受取人（死亡保険金受取人の指定がないときは、被保険者の法定相続人）」に支払う旨の定めがあり、またその申込書の受取人指定欄には「相続人となる場合は記入不要です」との注記がなされていたが、保険事故発生時の法定相続人がどのような割合で権利取得をするのかが問題となった事案について、「保険金受取人を単に『相続人』と指定する趣旨は、保険事故発生時まで被保険者の相続人となるべき者に変動が生ずる場合にも、保険金受取人の変更手続をすることなく、保険事故発生時において相続人である者を保険金受取人と定めることになるとともに、同指定には相続人に対してその相続分の割合により保険金を取得させる趣旨も含まれているものと解するのが、保険契約者の通常の意味に合致し、かつ、合理的であると考えられる」から「保険契約者が死亡保険金の受取人を被保険者の『相続人』と指定した場合に、数人の相続人がいるときは、特段の事情のない限り、民法 427 条にいう『別段ノ意思表示』である相続分の割合によって権利を有するという指定があったものと解すべきであるから、各保険金受取人の有する権利の割合は、相続分の割合」となると判示している。

この「相続人指定」事例における論点は、事案が複雑である割には比較的明確である。すなわち、保険契約者が保険金受取人を「相続人」あるいは「法定相続人」と定めた場合に、複数の相続人間の権利取得割合については、民法 427 条の原則により各自平等と解すべきか（いわゆる「均等割合説」⁽¹³⁾）、

52 頁（1995 年）、甘利公人「判批」『平成 6 年度重要判例解説』108 頁（1995 年）、山下友信「判批」ほうむ 40 号 74 頁（1995 年）、同「判批」金法 1428 号 72 頁（1995 年）、中島伸一「判批」『損害保険判例百選〔第 2 版〕』184 頁（有斐閣、1996 年）、山下孝之「判批」民商 113 卷 3 号 409 頁（1995 年）、野村修也「判批」判例評論 438 号 219 頁（1995 年）がある。また、同判決を題材とする研究として、山下典孝「保険金受取割合再考」生命保険経営 63 卷 6 号 160 頁（1995 年）がある。

(13) いわゆる相続人指定事例において、均等割合説を採用した裁判例としては、東京地

それとも相続分の割合によるものと解すべきか（いわゆる「相続割合説」⁽¹⁴⁾）という問題である。

この点につき、判例【4】は、「保険契約者が死亡保険金の受取人を被保険者の『相続人』と指定した場合は、特段の事情のない限り、右指定には、相続人が保険金を受け取るべき権利の割合を相続分の割合によるとする旨の指定も含まれているものと解するのが相当である」として相続割合説に立つことを明らかにしている。すでに述べたとおり、そもそも保険金受取人の指定は、保険者を相手方とする一方的意思表示であり、その解釈にあっては当然のことながら保険契約者の意思表示が対象となる。もっとも、保険契約者の意思解釈に関しては、①保険金受取人が保険者に対して保険金を請求することが問題となる場合と、②保険金受取人相互間での権利取得割合について保険契約者の真意が何か問題となる場合とでは、当然にその解釈準則は異なることとなる⁽¹⁵⁾。すなわち、①の場合には、保険金受取人の指定・変更を対抗するためには保険者への通知が必要とされていることから、その通知における「相続人」という表示から客観的（かつ合理的）に推測できる「表示上の効果意思」を探求していく必要があるのに対して、②の場合には、保険

判昭和62・3・31判タ654号236頁、東京高判平成3・9・19判時1407号115頁がある。また、均等割合説を採用する学説としては、石橋三洋「保険金受取人の指定と相続財産」戸田修三ほか編『商取引法の基礎』（青林書院、1978年）312頁、酒巻宏明「判批」判タ662号53頁（1988年）、近藤光男「判批」『生命保険判例百選〔増補版〕』（有斐閣、1988年）251頁、服部榮三ほか編『基本法コンメンタール商法総則・商行為法〔第4版〕』（日本評論社、1997年）275頁〔金澤理執筆〕、山下典孝「保険金受取割合をめぐる一考察」生命保険経営61巻2号150頁（1993年）、山野嘉朗「判批」『倉澤康一郎先生還暦記念・商法の判例と論理』（日本評論社、1994年）777頁、浜田盛一「判批」判タ868号52頁以下、57頁（1995年）がある。

- (14) いわゆる相続人指定事例において、相続割合説を採用した裁判例としては、東京地判昭和60・10・25判時1182号155頁、東京地判平成2・10・23金判958号12頁がある。また、相続割合説を採用する学説としては、石田満『商法Ⅳ（保険法）』（青林書院、1997年）284頁、坂口光男『保険法』302頁、山下孝之「判批」『生命保険判例百選〔増補版〕』（有斐閣、1988年）27頁参照。
- (15) 洲崎博史「保険金受取人の指定・変更」私法56号101頁（1994年）、野村・前掲注（12）判判例評論438号223頁参照。

契約者の内心的意思を尊重して解釈しなければならないこととなる。この判例【4】は①の場合に該当するが、判例【1】は②の場合に該当するものである。もともと、複数の保険金受取人間の「権利取得割合をどのようにするか」という意思表示と「誰を保険金受取人にするか」は別の意思表示であるから、「相続人」という指定の表示だけからは、客観的にみて権利取得割合までも読み込むことはできないのではあるまいか⁽¹⁶⁾。そうすると、取得割合については、合意がなかったものとみて、民法427条を原則通り適用し均等割合により取得させることも考えられるが、判例【4】はそれに補充的解釈をすることにより取得割合について「別段の意思表示」を認めている。したがって、「相続人指定事例」においては、少なくとも相続分の割合によるべきであるということが確立している。

判例【1】は、この判例【4】を引用して、上記のとおり、「別段ノ意思表示」である相続分の割合によって権利を有するという指定があったものとして、各自が相続分の割合で権利取得をすることは認めているが、保険事故発生後に相続放棄をした場合にはその者の保険金請求権をその余の法定相続人に取得させる「特段の事情」を認めることができないとしている。すでに述べたように、「権利取得割合をどのようにするか」と「誰を保険金受取人にするか」とは別の意思表示によりなされるものであるから、権利取得割合については相続分の割合によることまで認めることはできても、保険事故発生後に保険金請求権放棄等の意思表示をした場合に、その者の保険金請求権をその余の法定相続人に取得させる「特段の事情」までは認めることはできないのも当然である。

なお、この判例【4】の射程についても問題となるが、この点については、①保険契約者が自らの意思で「相続人」を保険金受取人に指定した場合と、②約款規定に基づいて「被保険者の法定相続人」が保険金受取人に指定された場合とに分けて考える必要がある。判例【4】の準則は、「保険契約者の通

(16) 洲崎博史「判批」商事1377号79頁以下、80頁（1995年）参照。

常の意思に合致し、かつ合理的」である旨を述べていることから、保険契約者に何らかの具体的意思があり、その意思解釈が問題となっている上記①については適用されるが、保険契約者の具体的意思とは無関係に保険金受取人の指定が擬制される上記②については適用されないものと解される⁽¹⁷⁾。判例【1】は、上記①の場合であり、判例【4】の準則が適用されることとなるから、この点からも権利取得割合に関する「別段の意思表示」を認めて、相続人が法定相続分の割合で保険請求権を取得することは認められるが、それを超えて保険金受取人（相続人）の一部が相続放棄をした場合に、それがその余の相続人に帰属するという合意を見出すことはできないものと考えられる。

四 保険金請求権の放棄について

1 総説

判例【1】の争点（2）は、保険事故発生後において保険金受取人による保険金請求権の放棄が問題となっている。この点につき、争点（2）は、争点（1）の解釈準則、すなわち保険金受取人として「相続人」が指定された場合には、保険事故発生時の相続人たる保険金受取人が保険金請求権を自己固有の権利として取得するという点を引用した上で、複数の指定受取人のうち、一部の者が保険事故発生後に保険金請求権放棄等の意思表示をしたとしても、当該相続人が自己固有の権利として取得した財産を自由に処分したに過ぎないから、当該相続人の保険金請求権が、保険契約者の相続財産に帰属することになると解することはできないとする。

このように判例【1】の争点（2）は、保険金受取人の保険金請求権の放棄によって、①当該保険契約が、自己のためにする生命保険契約となるという効果を生ずるのか、それとも保険者に対して債務免除の効果を生ずるのかということ、および②複数の保険金受取人がいる場合に、その一部の者が相続

(17) 鹿野・前掲注（12）法教173号132頁参照。

放棄および保険金請求権を放棄した場合に、その受取分がその余の法定相続人（保険金受取人）へと帰属するのかということである。そのための理論構成としては、次のものが考えられる。

第一に、上記の①において、自己のためにする生命保険契約（以下「自己契約説」という。）になるという立場によれば、それは保険契約者（兼被保険者）の相続財産に帰属することとなるから、結果的には相続放棄をした法定相続人の保険金請求権は、その余の法定相続人および保険契約者の債権者等に「相続」によって分配されることとなる（②は肯定）。第二に、上記の①において、保険者に対して債務免除の効果を生ずる（以下「債務消滅説」という。）になるという立場によれば、保険事故の発生によって保険金請求権は、具体的な金銭債権として保険金受取人に確定的に帰属し、当該受取人は自由に保険金請求権を譲渡・質入等の処分をすることができるから、処分行為の一態様として権利の放棄をとらえる（②は否定）。

判例【1】は、仮に自己契約説に立つと、複数の保険金受取人のうち一部の者だけが保険事故発生後に保険金請求権を放棄した場合には、当該放棄をした者の権利のみが保険契約者の自己のためにする契約となってしまう、権利の帰属先が複雑になってしまうという事態を考慮したのか、債務消滅説に立っている。

2 保険金請求権の放棄

(1) 民法上の第三者のためにする契約における受益の拒絶

民法上の第三者のためにする契約において、第三者の権利を発生させるためには、第三者が受益の意思表示をすることが必要であるとされている。なぜなら、それは利益といえどもその者の意思に反して強制されないものとしてとらえて、もって第三者の意思を尊重しているためであると解されている⁽¹⁸⁾。

(18) 我妻榮＝有泉亨＝清水誠＝田山輝明著『我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物権・債権—〔第3版〕』（日本評論社、2013年）1014頁、我妻榮『債権各論上巻』（岩波書店、1954年）122頁、鈴木禄弥『債権法講義』（創文社、1995年）255頁など参照。

この第三者の受益の意思表示は、契約の効力発生要件ではなく、受益者の権利発生要件であると解されており、要約者と諾約者との間（契約当事者間）の意思の合致があればそれにより契約は有効に成立する⁽¹⁹⁾。

ところで、民法537条2項が、強行規定であるか、あるいは任意規定であるかについては従来から争いがある。すなわち、要約者と諾約者との間の契約または特約で、第三者の受益の意思表示を待つことなく当然に権利を取得することができるものと定めることができるかということである。この点につき、わが国の古い判例では、第三者による当然の権利取得を否定するが⁽²⁰⁾、学説の多数では、第三者はいつでも権利を放棄することができるということを根拠に任意規定であると解されている⁽²¹⁾。

民法537条2項の反対解釈をすれば、第三者が受益の意思表示を拒絶した場合には、第三者には権利が発生しないこととなる。受益の意思表示は、あくまで権利発生要件であるため、契約自体の有効性には直ちに影響を及ぼすことはないが、第三者の権利取得がないと契約の本来の目的は成就しないこととなる。そこで、第三者が受益の意思表示を拒絶し、またはいったん受益の意思表示をして権利を取得したが後にその権利を放棄した場合に、第三者のためにする契約がいかなる効力を有するかが問題となる。この場合、①第三者の権利取得が不可欠の目的であると定められていた場合には、第三者の受益の意思表示の拒絶により、第三者の権利の発生しないことが確定するとともに、要約者の諾約者に対する債権も消滅するが、②その他の一般の場合には、第三者が受益の意思表示を拒絶し、または第三者がいったん受益の意思表示をなしてその後に権利放棄をしても、要約者の諾約者に対する権利は消滅しないものと解されている。そして、諾約者が現実になした給付を第三

(19) 谷口知平=五十嵐清編『新版注釈民法(13)債権(4)〔補訂版〕』(有斐閣, 2006年)780頁[中馬義直=新堂明子執筆], 我妻・前掲注(18)121頁参照。

(20) 大判大正5・7・5民録22輯1336頁。なお, 我妻・前掲注(18)121-122頁参照。

(21) 谷口=五十嵐編・前掲注(18)781頁[中馬義直=新堂明子執筆], 鈴木・前掲注(18)255-256頁など参照。

者がどうしても受領しないときにはじめて、諾約者の要約者に対する第三者に給付をなすべき債務は、その責めに帰すべからざる事由によって履行不能となり消滅することとなる。

(2) 保険事故発生前の保険金請求権の放棄

保険契約者によって指定された保険金受取人は、指定と同時に条件付きではあるが、自己固有の権利として保険金請求権を原始的に取得するものと解されている（前述の判例【3】）。

この保険事故発生前の保険利益の享受については、そもそも第三者は権利取得を強制されるべき理由はなく、保険金受取人はその権利を放棄することは差支えないと解されている。すなわち、この場合、保険事故発生前に保険契約者により指定された保険金受取人があらかじめ保険金請求権を放棄する旨の意思表示をしている以上、当該契約を第三者のためにする生命保険契約として存続させても保険契約者が当初意図した結果を達成することはできないから、保険契約者の意思を尊重し、自己のためにする生命保険契約になるものと解されている²²⁾。以上のように、保険事故発生前であれば、保険契約者は、新たに保険金受取人を指定することができ（保険法43条1項）、あるいは保険契約を解約することもできるため、この場合は学説上もあまり問題とされていない²³⁾。

²²⁾ 大森忠夫「保険金受取人の法的地位」大森忠夫＝三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』（有斐閣、1958年）42頁以下、大森忠夫『保険法〔補訂版〕』（有斐閣、1988年）278頁、西島梅治『保険法〔第3版〕』（悠々社、1998年）329頁、山下（友）・前掲注（5）保険法509頁、山下友信＝米山高生編『保険法解説』（商事法務、2010年）296頁〔山野嘉朗執筆〕など参照。なお、西原・後掲注（28）論文は、自己のためにする契約となる保険契約者の合理的意思表示は成り立ちえないとして、これを否定する。

²³⁾ なお、保険金受取人として指定された者が保険事故発生前の保険金請求権を放棄し、それにより自己のためにする生命保険契約となる場合であっても、その放棄から新たな保険金受取人を指定（変更または再指定）するまでの間に保険事故が発生した場合には、保険金受取人の先死亡の場合と同様の問題が生じうる。

(3) 保険事故発生後の保険金請求権の放棄

他方で、学説上、問題とされているのは、本件のように保険事故が発生した後には保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合である。一般に、第三者のためにする生命保険契約の保険金受取人は、保険事故発生前においては、保険契約者による指定により保険契約の効力発生と同時に条件付権利（期待権）を取得するものとされているが、保険事故発生後は、その権利が具体的な金銭債権としての保険金請求権取得することとなり、保険金受取人はその権限に基づき譲渡・質入などの処分の対象とすることができるものと解されているためである²⁴⁾。この理解を押し進めれば、保険金受取人は、具体化した保険金請求権を実際に行使するか、または行使しないか（放棄するか）は、全くの自由であり、したがって保険金受取人がひとたびその権利を放棄すれば、保険契約者といえども何ら干渉しえないこととなる。学説においても上記の理解を前提に、保険金受取人の処分行為の一態様として保険金請求権の放棄を認めている²⁵⁾。

3 裁判例・学説の論理

(1) 裁判例

保険事故発生後に保険金受取人により保険金請求権が放棄された場合の当該請求権の帰趨が問題となった事案として、【5】大阪高裁平成11年12月21日判決²⁶⁾がある。この判例【5】の事実関係は次の通りである。保険契約者兼被保険者であるAは、その子の一人であるBを保険金受取人として、昭和62年5月1日、Y社と、保険期間を終身、保険金額を死亡保険金300万円および変動保険金の合計額とする生命保険契約を締結した（なお、Y社

²⁴⁾ 大森・前掲注(22) 保険法305頁など参照。

²⁵⁾ 大森・前掲注(22) 論文42頁、大森・前掲注(22) 保険法278頁、西島・前掲注(22) 保険法329頁、山下(友)・前掲注(5) 保険法509頁、山下=米山編・前掲注(22) 295頁〔山野嘉朗執筆〕参照。

²⁶⁾ 大阪高判平成11・12・21。なお、同事件では、保険事故発生から3年以上が経過していることから時効による保険金請求権の消滅も主張されている。

の保険約款には、支払事由が発生した日から3年間請求がないときは保険金請求権が消滅する旨の条項がある）ところ、平成5年12月12日にAが死亡し、平成9年2月24日頃になり保険金受取人であったBが保険金請求権を放棄したのに対し、Aの死亡によりBをはじめとするAの子らが相続人となったが、いずれも相続放棄をしたことから、Aの兄弟姉妹であるX1～X5が相続人となっていたところ、Xらが、保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合には、保険契約は保険契約者の自己のためにする生命保険契約となるとして、相続によって承継した保険契約者の地位に基づきY社に保険金の支払を求めたのに対して、Y社は、保険事故発生後の保険金請求権は、保険金受取人の固有財産であり受取人は自由にこれを処分できるとして、保険金請求権の放棄によって債務免除の効果が生じたと主張して争った事案について、「被保険者が死亡すると保険契約者の保険契約に関する処分権は消滅し、保険金受取人の権利は確定的となり、具体的な金銭債権となる。そして、この保険金請求権は、通常の債権と変わりがないので、保険金受取人はこれを自由に処分することが可能となると解される…。したがって、被保険者であるAが死亡したことにより、保険金受取人であるBが保険金請求権を取得することになり、そのBがこの請求権を放棄すれば、保険金請求権は確定的に消滅したというほかない。…この点、Xらは、保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合、保険契約者の合理的意思を考えて保険契約者が保険金受取人となる保険契約に転化する旨主張する。しかし、いったん保険金受取人に帰属した請求権が、その放棄により保険金受取人の指定が効力を生じなかったと見なされることにより、保険契約者である死者に帰属することとなると解する法的根拠は明らかでなく、右見解は解釈論の限界を越えるものであって、その主張は失当というほかない。」と判示して、Xらの請求を棄却している。

この判例【5】では、保険事故発生後に保険金受取人が具体化した保険金請求権を放棄した場合の当該請求権の帰趨が争われているが、同判決は保険

金請求権が確定的に消滅するものとしている。その理由として、保険事故の発生に伴い、保険契約者の契約上の諸権利の処分権限が消滅し、保険金受取人がその権利（通常金銭債権）を確定的に取得し、それを自由に処分したことに他ならないということをも理由とする²⁷⁾。

なお、本件で保険金請求権を放棄したのは、保険契約者兼被保険者と離婚した前妻との間に生まれた子であり、その後、他の子も相続放棄をしている。また、保険金の支払を求めて訴えを提起しているのが、保険契約者と父母を同じくする兄弟姉妹X1～X3および父を同じくする兄弟姉妹X4・X5であり、この点から保険契約者の意思解釈として、保険契約者の妻子といった近い存在に保険金が支払われるのとは異なり、保険契約者の兄弟姉妹といった妻子と比べれば遠い存在に保険金が支払われることまでが想定されていたかという点も、本件の結論に影響したものと考えられる。

仮にそのような事情は措くとしても、判例【5】で明らかにされた、保険事故発生後に保険金受取人による保険金請求権の放棄がなされた場合には、保険契約は自己のためにする契約になるものではなく、保険者に債務免除の効果が生ずるという論理は、判例【1】との関係でも参考になろう。

(2) 学説

学説は、一般に保険事故発生後の保険金請求権について保険金受取人による権利放棄を認めているが、この権利放棄がなされた場合の効果については

²⁷⁾ 保険実務上では、かつてから保険金受取人が保険金請求権の放棄をすることがみられたようである。その具体的な場面としては、たとえば、保険契約者が妻を保険金受取人として指定し、その後離婚したが保険金受取人の指定はそのままにしていたことから、保険事故発生により当該指定受取人に保険金を支払おうとしたところ、前妻は別のものと婚姻し、新生活を始めていたことから、それを乱されたくないとして、保険金の受領を拒否した（権利を放棄した）というケースである（中村・後掲（29）論文193頁参照）。また同書は、数億円の債務を抱えて倒産状態にある保険金受取人が、父親から数億円の保険金を受け取っても、全体の負債から考えれば大した効果が期待できないため、保険金受取人が保険金の受領を拒否する（権利を放棄する）という場面にも利用可能であるという（中村・後掲（29）論文194頁参照）。

次の見解が対立している。すなわち、保険金受取人による権利放棄が、【A】保険者の債務免除になるとする見解（「債務消滅説」）⁽²⁸⁾と【B】保険契約者の自己のためにする契約になるとする見解（「自己契約説」）⁽²⁹⁾がそれである。【A】の学説は、第三者のためにする生命保険契約においては、保険事故発生後に具体的な金銭債権となった保険金請求権は、保険金受取人に帰属することから、当該受取人が保険契約者の影響を受けることなく自由に処分することができるということを根拠に、譲渡・質入と並ぶ処分行為の一態様として権利放棄をとらえている。他方、【B】の学説は、保険事故の発生により、保険金受取人に確定的な権利が帰属することは認めながらも、その放棄によって保険金請求権が消滅する効果を生ずるという帰結が保険契約者の合理的意思に反するというを根拠に、保険金請求権は消滅せず、保険契約者自身が保険金受取人になるとしている。もっとも、上記【B】の学説もその理論構成においては、二つの立場に分かれている。すなわち、【B-①】保険金受取人の権利放棄の効果意思に着目するものと、【B-②】生命保険契約の合意内容に着目する見解とである。学説【B-①】は、①保険金受取人の権利放棄の効果意思に着目する見解は、保険金受取人の権利放棄には、権利者としての地位を認めた上で、債務を免除する場合のほか、権利者となること自体を放棄する場合があるが、別段の意思表示がない限り、保険金受取人

(28) 出口正義「判批」損害保険研究 61 巻 4 号 149 頁（2000 年）、竹濱修「判批」保険事例研究会レポート 153 号 1 頁（2000 年）、西原慎治「判批」法学研究（慶應義塾大学）74 巻 7 号 155 頁（2001 年）。

(29) 中村敏夫「保険金受取人の受益の拒絶」『生命保険契約法の理論と実務』（保険毎日新聞社、1997 年）199 頁、山下孝之「取引実務からみた生命保険の財産法的側面」『生命保険の財産法的側面』（商事法務、2003 年）56 - 57 頁、中西正明「追加説明」保険事例研究会レポート 153 号 4 頁（2000 年）、山下典孝「保険金受取人による保険金請求権の放棄再考」法学新報 107 巻 11 = 12 号 605 頁（1994 年）、同「保険金受取人による保険金請求権の放棄」『安井信夫先生古希記念・変化の時代のリスクと保険』（文眞堂、2000 年）132 頁、広瀬裕樹「判批」法政論集 190 号 368 - 369 頁（2001 年）、笹本幸祐「生命保険契約の保険金受取人の権利取得と放棄」『倉澤康一郎先生古希記念・商法の歴史と論理』327 頁以下（新青出版、2005 年）のほか、大森・前掲注（22）論文 42 頁、西島・前掲注（22）保険法 329 頁、山下（友）・前掲注（5）保険法 509 頁参照。

の権利放棄は後者であると解している³⁰⁾。したがって、保険金受取人の権利放棄によっても債権は消滅せず、自己のためにする生命保険契約として存続することとなる。この見解は、その法的根拠として、契約者と保険金受取人との間の遺贈類似の関係として、特定遺贈の放棄に関する規定を類推適用すべきことを主張する³¹⁾。それに対して、⑥保険契約者と保険者との間の生命保険契約の合意内容に着目する見解は、当該契約において、保険金受取人の権利放棄がどのようなものとして位置付けられていたかを問題とするものである。このうち、第三者のためにする生命保険契約においては、指定保険金受取人が権利を放棄する場合には、保険契約者を保険金受取人とする当事者の意思が読み取れるとするものがある³²⁾。これによれば、権利放棄をした保険金受取人が債務免除の意思を有していたとしても、それによって保険金請求権を消滅させることはできないということになる。また、特定の第三者に利益を得させることが当該生命保険契約の目的となっていたかどうかに着目するというものがある。これによれば、第三者の受益が契約の目的となっていた場合には、第三者の権利放棄は当該契約を失効させることになるが、他方で契約の目的となっていなかった場合には、契約自体は存続し、その反射的な効果として保険契約者が保険金受取人として確定することになるとする³³⁾。その上で、保険金受取人の変更権が留保されている場合には、特定の第三者の受益を契約の目的とするという当事者の意思は読み取れないとする³⁴⁾。

以上の理解をもとに、以下では判例【1】との関係性を検討していきたい

30) 中西・前掲注「追加説明」4頁。

31) 中村・前掲注(29)論文201頁参照。なお、特定遺贈の放棄に関する民法の規定は次の通りである。986条1項「受遺者は、遺言者の死亡後、いつでも、遺贈の放棄をすることができる。」、第2項「遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時にさかのぼってその効力を生ずる。」および995条「遺贈が、その効力を生じないとき、又は放棄によってその効力を失ったときは、受遺者が受けるべきであったものは、相続人に帰属する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。」

32) 山下(孝)前掲注(29)56頁、山下(友)・前掲注(5)保険法509頁参照。

33) 笹本・前掲注(29)論文356頁以下、広瀬・前掲注(29)論文368頁以下参照。

34) 笹本・前掲注(29)論文360頁、広瀬・前掲注(29)論文369頁参照。

と思う。

4 本判決へのあてはめ

(1) 論点①—相続人指定にかかる判示—について

判例【2】は、単に「相続人」などといった抽象的な保険金受取人の指定がなされた場合には、それを合理的かつ客観的に解釈すべきであるとしている。その上で、判例【3】で明らかにされた準則をあげ、「保険契約者の意思」を合理的に推測すると、このような保険金受取人の指定をした場合には、保険事故発生時までに生じうる相続人の変動のたびごとにする保険金受取人の変更手続を省略するということを考慮して、保険事故発生時の法定相続人が自己固有の権利として保険金請求権を取得するものとしている。そのように解すると、保険金受取人が固有権として取得した保険金請求権は、保険契約者兼被保険者の相続財産から離脱しているから、保険金請求権が具体化した後に、指定保険金受取人たる相続人が相続放棄をしても、固有財産としての保険金請求権の得喪に影響しないから（傍線部①）、相続放棄により、その者が取得した保険金請求権が当然に他の相続人に帰属することにはならない。したがって、傍線部②のようにB・Cが相続放棄、保険金請求権等の放棄をしたとしても、Xに帰属するものではないとした判例【1】は当然の帰結を示していることとなる。

もっとも、判例【4】の「相続人」の解釈には、保険事故発生時までに相続人が死亡し、それに伴う保険金受取人の変更手続の省略という面も含まれているから、相続人が権利を放棄した場合には、（傍線部③に関して）「次順位の相続人」へと移転するという理解も当然あり得る。しかし、判例【4】は、保険事故発生時に生存する相続人が、「各人の相続分の割合」により取得するという、保険金受取人の権利取得割合に関して判断を示すものであるから、傍線部③について上記の理解は成り立たないこととなる。したがって、この点に関する判例【1】の傍線部③の理解についても適切であると考えられるし、

また同様に傍線部④及び⑤の理解についても適切である。

(2) 論点②—保険金請求権の放棄とその帰趨にかかる判示—について

判例【1】は、前記の判例【2】から【4】の三つの最高裁判決の準則に基づいて、保険金受取人として「相続人」が指定された場合には、被保険者死亡時の相続人たるべき者が、各自の相続分の割合で自己固有の権利として取得するものとしている。この場合、各人が相続分の割合によって固有財産として取得した具体的な保険金請求権は、各人の自由な意思に基づいて権利の行使や処分ができるものであるから、それについて保険金請求権の放棄等の意思表示をしたとしても、それが自己の財産の処分にすぎず、保険契約者の相続財産へと帰属するものではないということは明らかである。

他方で、Xは、保険事故発生後に保険金受取人が保険金請求権放棄等の意思表示をした場合には、自己のためにする生命保険契約となる旨を主張している。保険事故発生前の保険金請求権であれば、それは保険契約者の処分権限に服する条件付権利であり、保険金受取人による権利放棄があれば、指定がない状態あるいは指定が撤回された状態と同様になるから、保険契約者の自己のためにする契約となるという理解は可能となろう。しかし、保険事故発生後の保険金請求権は、具体的な金銭債権となった権利が保険金受取人に帰属し、それ以降保険契約者はその処分権限を行使して保険金受取人の変更をすることもできないから、その権利が放棄されたからといって自己のためにする契約（保険契約者の相続財産に帰属すること）になるとは解しがたい。したがって、傍線部⑥のように、保険事故の発生後の保険金請求権の性質が異なる以上、保険事故発生後に保険金受取人に確定した権利が放棄された場合には、それにより他の受取人へと変更あるいは指定を撤回することも保険契約者はできないから、他の第三者あるいは保険契約者自身に帰属するものではないとした傍線部⑦も当然の帰結を明らかにしていることとなる。また、保険事故の発生により各保険金受取人に相続分の割合により帰属した権利

は、各人の固有財産として取得しているのであるから、それを行使するか、あるいは処分するかは各人の自由であるというということは、第三者のためにする契約の趣旨からしても当然であろう（傍線部①）。

五 おわりにかえて

1 結論

以上のとおり判例【1】を素材として、保険契約者により指定された保険金受取人が、保険金請求権を放棄した場合に、この権利がどのような帰趨をたどるのだろうかという問題について、これまでの先行する裁判例の中で明らかにされた準則をもとに検討してきたが、それをまとめれば次のことがいえよう。

保険事故発生前には、保険契約者がいつでも保険金受取人を変更することができるから、保険金受取人が保険事故発生前の保険金請求権を放棄した場合には、いったん保険契約者の自己のためにする契約となると解すべきである。これは、保険事故発生前の保険金請求権は、いまだ具体化されていない抽象的あるいは未必的保険金請求権であり、条件付き権利が保険金受取人に帰属しているとはいえ、保険契約者により保険契約上の処分権を行使することが可能であり、したがって、保険金受取人の再指定あるいは変更をすることができるためである。

それに対して、保険事故発生後には、具体的金銭債権となった保険金請求権は、保険金受取人に帰属することとなる。保険金受取人が権利取得を放棄した場合には、保険金受取人の処分権行使の一態様としてとらえ、保険者に債務免除の効果を生ずるものと解すべきである。この点、保険金受取人が一人である場合には、この者が保険金請求権の放棄をした場合には、自己のためにする契約となり、保険契約者（兼被保険者）の相続財産に帰属すると考えることも可能であると考えられるが、保険金受取人が複数である場合に、

そのうちの一部の者が保険金請求権の放棄をし、放棄をした者の保険金請求権のみが自己のためにする契約になると解することは、法律関係をいたずらに複雑にする。したがって、保険事故が発生した保険金請求権は、保険金受取人が自己固有の権利として取得する（保険金受取人が複数の場合には各人が相続分の割合により取得する）のであるから、一度そのものの固有の財産として帰属したものを放棄する以上、他の者への譲渡やその他の意思が認められない限り、保険契約者の相続財産に帰属するという解釈は適切ではない。以上の理由から、本判決の結論に賛成である。

2 今後の課題

なお、債務消滅説による場合でも、本件では争われていないが、保険料積立金として保険者の下にとどまっている場合には、それを保険契約者（あるいは死亡の場合にはその相続人）に払い戻すべきかどうかが問題となる。すなわち、このような支払い（返還）がなされなければ、保険契約者の出捐によりこれまで積み立てられてきた金額が、保険金受取人の権利放棄があればすべて保険者に帰属してしまうこととなり、保険者に利得を生じさせてしまうこととなるためである。そうすると、そもそも保険契約者が保険契約に加入し保険料支払を継続させることによって維持してきた趣旨も没却してしまうこととなる。そこで、他の制度との均衡を考慮すれば、保険法63条を類推適用することにより保険者に払戻し義務を認めるべきであると考えられる³⁵⁾。

もっとも、本件のような場合には状況が異なる。保険料積立金とは、受領した保険料の総額のうち、当該生命保険契約に係る保険給付に充てるべきものとして、保険料又は保険給付の額を定めるための予定死亡率、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分をいい（保険法63条括弧書）、同条では、保険者に保険金支払義務が発生する場合は除外さ

³⁵⁾ 竹瀆・前掲注(28)論文3頁、広瀬・前掲注(29)論文369頁、笹本・前掲注(29)論文359頁参照。

れていることから、本件のように保険事故が発生し、保険者に保険金支払義務が発生している場合には、保険料積立金は存在していないことになる。保険者免責（被保険者の自殺、保険金受取人による被保険者故殺、戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき（51条（2号は除く））、保険者の責任開始前における保険契約者による解除（54条）、被保険者による解除請求を受けた保険契約者による解除（58条2項）、危険の増加を受けた保険者による解除（56条1項）、保険者が破産した場合の保険契約者による解除（96条1項）、保険契約者が契約を解除しないまま保険者の破産手続開始決定の日から3か月が経過したことによる保険契約の失効（96条2項）など³⁶⁾いずれの場合にも保険金請求権は発生しておらず、積立の必要がなくなった保険者が積立金を利益として取得することは衡平ではないという理由³⁷⁾から返還義務が課されている。それに対して、保険事故が発生すれば、その積立金が保険金請求権へと転化し、積立金は消滅する。本件の場合には、保険事故発生により、保険金請求権が具体化し、すでに積立金は消滅しており、その権利を保険金受取人が放棄したということであるから、保険者側はそれをいったん利得せざるを得ない。そこで、保険者の側に利益として計上した上で、時効の考え方を応用し、時効期間が満了したものについては、保険契約者配当として支払うということも考えられるのではなからうか³⁸⁾。³⁹⁾

(36) 約款では、保険契約者が第2回目以後の保険料を支払わなかったことにより保険契約が失効した場合、告知義務違反による契約の解除の場合、重大事由による解除の場合、保険契約者による解約の場合も、保険者に返還義務がある。

(37) 山下（友）・前掲注（5）保険法 652 頁参照。

(38) 従来から保険契約者配当の性質（経済的実質）については、保険料の事後精算であるといわれることがあった（奥田宏「保険契約者配当」ジュリ 738 号 86 頁（1981 年）、國崎裕『生命保険〔第 5 版〕』（東京大学出版会、1977 年）75 頁以下参照）。もっとも、保険契約者配当は、保険契約に基づく付随的給付であり、また保険契約者には精算を請求する権利があるわけではなく、分配される利益には、過払いの保険料のほか資産運用益なども含まれているため、なお十分な理論的検討の必要があると考えている。

(39) 本稿で題材とした判例【1】を入手した直後に、その控訴審判決である大阪高判平成 27・4・23（平成 27 年（ネ）第 208 号・生命保険金請求控訴事件、判例集等未登載）が出され、そこでも判例【1】の結論は維持されている。なお、現在、最高裁判所に上告されているようであり、今後の動向を見守りたい。